



国海安 第199号の2  
平成21年 4月 9日

(社)日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

秋



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、  
よろしくお取り計らい願います。



# 船舶検査心得の一部改正について

平成21年 4月  
海事局安全基準課

## 1. 背景

船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第88号）に関し、取扱の明確化を図るため、所要の心得改正を行う。

## 2. 概要

- ①「船舶区画規程」及び「船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示」
  - ・内航 Ro-Ro 旅客船の隔壁甲板開口の設置に係る解釈について
  - ・浸水警報装置の設置位置、表示について
- ②「船舶機関規則」及び「船舶の消防設備の基準を定める告示」
  - ・ビルジポンプ配置及びビルジ管径の決定に係る解釈について
- ③「船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」
  - ・船首衝突隔壁の設置位置について

等

## 3. 心得改正の適用日及び経過措置

平成21年 4月 9日（決裁日）より適用する。

○船舶検査心得 凡例

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1～3 (略)</p> <p>4 法令の名称については、次に掲げる略称を用いた。 (略)</p> <p>防火構造告示 船舶の防火構造の基準を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 518 号)</p> <p>強度告示 船体の強度を保持するための構造の 基準等を定める告示(平成 10 年運輸 省告示第 379 号)</p> <p>区画水密告示 船舶の区画の水密を保持するための 設備の基準等を定める告示(平成 20 年国土交通省告示第 1458 号)</p> <hr/> <p>心得附則 (平成 21 年 4 月 9 日) (施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 21 年 4 月 9 日より適用する。</p>	<p>凡例</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法令の名称については、次に掲げる略称を用いた。 (略)</p> <p>防火構造告示 船舶の防火構造の基準を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 518 号)</p>	

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-1 船舶安全法施行規則 (図面)</p> <p>55-3.0(a) 本条の規定は、小安則第1条又は小漁則第1条の規定の適用を受ける船舶には適用されない。</p> <p>(b) 「船舶の構造を示す図面」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する旅客船以外の船舶であつて総トン数 500 トン以上のもの(施行規則第1条第1号及び第2号の船舶(同項第2号の船舶にあつては自ら漁るうに従事するものに限る。))に備えるもの(ただし、同様の図面が船舶検査手帳、海洋汚染防止緊急措置手引書等に添付されている場合には、当該図面を本条の図面として兼用しても差し支えない。)</p> <p>(1)～(x) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1-1 船舶安全法施行規則 (図面)</p> <p>55-3.0(a) 本条の規定は、小安則第1条又は小漁則第1条の規定の適用を受ける船舶には適用されない。</p> <p>(b) 「船舶の構造を示す図面」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の旅客船以外の船舶(施行規則第1条第1号及び第2号の船舶(同項第2号の船舶にあつては自ら漁るうに従事するものに限る。))に備えるもの(ただし、同様の図面が船舶検査手帳、海洋汚染防止緊急措置手引書等に添付されている場合には、当該図面を本条の図面として兼用しても差し支えない。)</p> <p>(1)～(x) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>SOLAS 適用船舶である旨明確化</p>
<p>心得附則 (平成 21 年 4 月 9 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 21 年 4 月 9 日より適用する。</p>		

○船舶検査心得 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示</p> <p><u>84.0(a) 「管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによる」とは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>国際航海に従事する旅客船並びに国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船(区画規程第 2 条第 1 項の貨物船。以下(2)において同じ。)及びタンカ一の船首隔壁の設置位置は、区画規程第 28 条第 1 項(区画規程第 102 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定によって差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる船舶であって、区画規程第 28 条第 2 項の要件(旅客船以外の船舶にあつては、区画規程第 102 条の 4 第 1 項において準用する区画規程第 28 条第 2 項の要件)を満足するものの船首隔壁の設置位置については、本条中「いづれか小さい距離」とあるのは「いづれか大きい距離」と読み替えて適用して差し支えない。</u></p> <p>(i) <u>国際航海に従事しない旅客船であつて L.f が 80m 未満のもの</u></p>	<p>2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示</p>	<p>損傷時復原性(確率論)要件の適用を受けない船舶(SOLAS 条約適用船を除く。)にあって、船首隔壁前方の区画が浸水した場合を想定して <math>s=1</math> (船舶が残存する確率 100%)を満足している場合(区画 28 条第 2 項)の隔壁位置緩和</p>

改正案	現行	備考
<p>(ii) <u>総トン数 500 トン未満の船舶であって旅客船以外のもの</u></p> <p>(iii) <u>総トン数 500 トン以上の旅客船以外の船舶であって Lf が 80m 未満のもの (ただし国際航海に従事する貨物船及びタンカーを除く)</u></p> <p><u>心得附則 (平成 21 年 4 月 9 日)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成 21 年 4 月 9 日より適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-3 船舶区画規程</p> <p>第2編 旅客船に関する規定 (船首隔壁等)</p> <p>28.1(a) (略)</p> <p><u>(b) 国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの</u>の船首隔壁の設置位置については、本項の規定にかかわらず、強度告示第84条の規定によること。</p> <p>28.2(a) 本項の規定は、<u>国際航海に従事しないLfが80m未満の旅客船</u>については、適用しない。</p>	<p>4-3 船舶区画規程</p> <p>第2編 旅客船に関する規定 (船首隔壁等)</p> <p>28.1(a) (略)</p> <p>28.2(a) 本項の規定は、第2編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第2編第3章の規定を適用しない船舶)については、適用しない。</p>	<p>内航のダメスタ(確率論)非適用船舶については、強度告示参照</p>
<p>第4章 内部における開口 (通則)</p>	<p>(通則)</p>	
<p>47.1(a) (略)</p> <p>第8章 <u>ロールオン・ロールオフ旅客船に対する特別規定</u> (隔壁甲板の出入口)</p>	<p>47.1(a) (略)</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>75.0(a) 本条の出入口とは、ロールオン・ロールオフ貨物区域(防火構造規則第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域)又は車両区域(同条第18号の車両区域)内の隔壁甲板から隔壁甲板下の場所へ通じる出入口(機器や貯蔵品等の移動のための開口を含む。)のことをいう。</p> <p>(b) 本条の規定は、限定近海船等については、適用しない。</p> <p>(c) <u>上記(b)以外の国際航海に従事しない船舶であつて次に掲げるいずれの条件をも満足している場合は、本条の規定は適用しない。この場合、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。</u></p> <p>(1) <u>出入口の開口が開放された状態で区画規程第2編第3章の要件に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>出入口に繋がる隔壁甲板下の水密区画が満水となつた状態において、隔壁甲板が没水することなしに船舶復原性規則第4章を満足するか、又はこれと同等の安全性を担保できる十分な措置を講じていること。</u></p>	<p>75.0(a) 本条の出入口とは、ロールオン・ロールオフ貨物区域(防火構造規則第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域)又は車両区域(同条第18号の車両区域)内の隔壁甲板から隔壁甲板下の場所へ通じる出入口(機器や貯蔵品等の移動のための開口を含む。)のことをいう。</p> <p>(b) 本条の規定は、限定近海船等については、適用しない。</p>	<p>根拠条文 10条の4第2項：内航船緩和 和 区画規程第2編第3章の要件：損傷時復原性(確率論) 船舶復原性規則第4章の要件：旅客船の復原性の基準</p>
<p>第9章 ビルジ排水装置 (主循環ポンプによる排水装置)</p> <p>85.0 (a) 本条の規定は、<u>国際航海に従事しない船舶であつ</u></p>	<p>第9章 ビルジ排水装置</p>	<p>機関規則第</p>



改 正 案	現 行	備 考
<p>て、Lf が 80m 未満の旅客船については、適用しない。</p> <p>第3編 貨物船に関する規定 第2章 区画に関する特別条件 (船首隔壁等)</p> <p>102-4.1 (a) (略)</p> <p>(b) 第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本項で準用する第28条第2項の規定は適用しなくても差し支えない。</p> <p>(c) 国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの、船首隔壁の設置位置については、本項において準用する区画規程第28条第1項の規定にかかわらず、強度告示第84条の規定によること。</p> <p>第3章 損傷時の復原性</p> <p>(A) (略)</p> <p>(1) 限定近海船等であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 隔壁甲板(乾舷甲板)下の風雨密区画(当該区画の長さ、さが33m以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の箇所)ごとに、浸水警報装置の検知器(貨物倉</p>	<p>第3編 貨物船に関する規定 第2章 区画に関する特別条件 (船首隔壁等)</p> <p>102-4 (a) (略)</p> <p>(b) 第2編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第2編第3章の規定を適用しない船舶)には、本項で準用する第28条第2項の規定は適用しなくても差し支えない。</p> <p>第3章 損傷時の復原性</p> <p>(A) (略)</p> <p>(1) 限定近海船及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 隔壁甲板(乾舷甲板)下の風雨密区画ごとに、浸水警報装置の検知器が備え付けられていること。この場合において、風雨密区画とは風雨密のハッチその他浸水</p>	<p>80条</p> <p>内航のダメスタ (確率論) 非適用船舶については、強度告示参照</p> <p>排水告示第20条</p>

改正案	現行	備考
<p>に設置する検知器にあつては、<u>低位及び高位レベルの検知が可能なもの</u>が備え付けられていること。この場合において、<u>風雨密区画とは風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のこと</u>をいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、<u>浸水警報装置の検知器を設置することを要しない</u>。</p> <p>① 水密区画の容積（風雨密区画の合計容量）が、30 立方メートルと、<u>当該船舶の夏期（海水）満載喫水線における毎センチ排水トン数（TPC）÷1.025（立方メートル）</u>のいずれか大きい容量未満の水密区画（浸水警報装置）</p> <p>115.1 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 可視表示は、<u>明瞭な色の光による表示、又は明暗状態において明確に見えるデジタル表示を使用すること</u>。</p> <p><u>心得附則（平成 21 年 4 月 9 日）</u> <u>（施行期日）</u></p>	<p>した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、<u>浸水警報装置の検知器を設置することを要しない</u>。</p> <p>① 水密区画の容積（風雨密区画の合計容量）が、30 立方メートルと<u>当該船舶の夏期（海水）満載喫水線における MTC（立方メートル）のいずれか小さい容量未満の水密区画</u>（浸水警報装置）</p> <p>115.1 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 可視表示は、<u>明瞭な色の光又は明暗状態において明確に見えるデジタル表示を使用すること</u>。</p>	

改正案	現行	備考
本改正後の心得は、平成21年4月9日より適用する。		

○船舶検査心得 4-3-1 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-3-1 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示</p>	<p>(新規)</p>	
<p>(動力ビルジポンプ)</p> <p>11.0 (a) 第 1 項第 1 号ハ(2)の「非損傷区画」とは、区画規程第 44 条で定めた損傷の最小範囲に係る区画以外の区画とする。ただし、想定する損傷の最小範囲における横方向の範囲は、区画についての船の幅の五分の一又は 0.75 メートルのうちいずれか大きいものとする。</p> <p>(ビルジ管装置)</p>		
<p>12.0(a) 「管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによる」とは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本条第 6 号の算式による内径に適合する標準管が無い場合、その値に最も近い内径を有する標準管を用いても差し支えない。その場合については、当該標準管の内径が算式で算定した値より 13mm 以上不足する場合には、1 ランク大きい標準管を用いるものとすること。</p> <p>(2) 次に掲げる船舶以外の船舶（旅客船に限る。）については、本条第 11 号に掲げるビルジ吸引管の制御に</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>必要なコック又は舟の隔壁甲板上方からの操作要件は、適用しなくても差し支えない。</p> <p>(i) <u>Ls が 91.5m 以上の船舶</u></p> <p>(ii) <u>Ls が 80m 以上の船舶であって標準数が 30 以上のもの</u></p> <p>(iii) <u>国際航海に従事する船舶</u></p> <p>心得附則 (平成 21 年 4 月 9 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 21 年 4 月 9 日より適用する。</p>		

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則 (ビルジ吸引管)</p> <p>79.0 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) ビルジ吸引管の内径については、附属書[4]「構造等の基準」によること。ただし、区画規程が適用される船舶については、当該値と区画水密告示のビルジ管径の計算式で算定した値のうちいずれか大きい方の値以上とすること。</p>	<p>6-1 船舶機関規則 (ビルジ吸引管)</p> <p>79.0 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) ビルジ吸引管の内径については、附属書[4]「構造等の基準」によること。</p>	
<p>心得附則(平成21年4月9日) (施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成21年4月9日より適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>第3章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (消火ポンプ)</p> <p><u>38.0 (a) 区画規程が適用される船舶については、消火ポンプ能力の算定にあたって、機関規則に定めるところによるほか、区画規程によること。</u></p> <p><u>心得附則 (平成21年4月9日)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>本改正後の心得は、平成21年4月9日より適用する。</p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>第3章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船 (消火ポンプ)</p>	

○船舶検査心得 4-2 船舶復原性規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-2 船舶復原性規則 (限界傾斜角)</p> <p>12.0 (a)～(d) (略)</p> <p>(e) げん端の下方に復原性規則第2条第7項に規定する開口がある場合には、当該開口の下縁をげん端として取り扱うこと。</p> <p><u>心得附則 (平成21年 4月 9日)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>本改正後の心得は、平成21年 4月 9日より適用する。</p>	<p>4-2 船舶復原性規則 (限界傾斜角)</p> <p>12.0 (a)～(d) (略)</p> <p>(e) げん端の下方に復原性規則第2条第6項に規定する開口がある場合には、当該開口の下縁をげん端として取り扱うこと。</p>	